

足立区議会事務局処務規程

(昭和49年4月1日区議会議長訓令甲第1号)
改正 昭和56年4月1日区議会議長訓令甲第1号
昭和58年4月1日区議会議長訓令甲第1号
昭和60年6月1日区議会議長訓令甲第1号
平成元年4月1日区議会議長訓令甲第2号
平成2年4月1日区議会議長訓令甲第1号
平成3年6月14日区議会議長訓令甲第1号
平成10年4月1日区議会議長訓令甲第1号
平成12年3月31日区議会議長訓令甲第2号
平成12年12月28日区議会議長訓令甲第5号
平成13年4月1日区議会議長訓令甲第1号
平成15年1月31日区議会議長訓令甲第1号
平成25年3月1日区議会議長訓令甲第4号
平成30年3月30日区議会議長訓令甲第1号
令和5年3月22日区議会議長訓令甲第1号

(目的)

第1条 この規程は、足立区議会事務局（以下「局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(分掌事務)

第2条 係（担当係長を含む。）の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 職員の人事に関すること。
- 3 文書の受発、編さん及び保存に関すること。
- 4 議員及び職員の諸給与に関すること。
- 5 市議会議員共済会に関すること。
- 6 政務活動費に関すること。

- 7 経理に関する事。
- 8 議会の情報公開に関する事。
- 9 議会の個人情報保護に関する事。
- 10 議事堂の管理に関する事。
- 11 他の係に属しない事。

調整担当係長

- 1 予算に関する事。
- 2 議員待遇者会に関する事。
- 3 議会の情報化推進に関する事。
- 4 その他局内の事業に係る調整管理に関する事。

議事係

- 1 本会議に関する事。
- 2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事。
- 3 全員協議会及び各種協議会に関する事。
- 4 会議録の調製、保存及び委員会の記録に関する事。
- 5 議決事件の処理に関する事。
- 6 請願、陳情等の処理に関する事。
- 7 その他各種会議に関する事。

調査係

- 1 議案の調査、立案に関する事。
- 2 資料の収集、保存及び統計に関する事。
- 3 議会の広報に関する事。
- 4 議会図書室に関する事。
- 5 議会ホームページの管理に関する事。
- 6 その他調査に関する事。

(局長の決定事案)

第3条 局長が決定できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 次長の出張、旅行、欠勤、休暇又は週休日に関する事。
- (2) 職名又は局名をもってする文書の往復に関する事。
- (3) 前各号のほか、議長の決定する事案にあてはまらない事項に関する事。

(次長の決定事案)

第4条 次長が決定できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の事務分担に関すること。
- (2) 所属職員の出張、旅行、欠勤、休暇、超過勤務又は週休日に関すること。
- (3) その他軽易な事項に関すること。

(事案決定の臨時代行)

第5条 局長が不在のときは、次長がその事案の決定に当たるものとする。

- 2 次長が不在のときは、次長があらかじめ指定する係長が、その事案の決定に当たるものとする。
- 3 前2項により事案を決定した場合には、事後すみやかに上司の閲覧を受けなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めがない事項については、足立区事案決定規程（昭和60年足立区訓令第4号）及び足立区文書管理規程（昭和60年足立区訓令第5号）を準用する。

付 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年4月1日区議会議長訓令甲第1号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和58年4月1日区議会議長訓令甲第1号）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年6月1日区議会議長訓令甲第1号）

この規程は、昭和60年6月1日から施行する。

付 則（平成元年4月1日区議会議長訓令甲第2号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成2年4月1日区議会議長訓令甲第1号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年6月14日区議会議長訓令甲第1号)

この規程は、平成3年6月14日から施行する。

付 則 (平成10年4月1日区議会議長訓令甲第1号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日区議会議長訓令甲第2号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年12月28日区議会議長訓令甲第5号)

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

付 則 (平成13年4月1日区議会議長訓令甲第1号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年1月31日区議会議長訓令甲第1号)

この規程は、平成15年2月20日から施行する。

付 則 (平成25年3月1日区議会議長訓令甲第4号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日区議会議長訓令甲第1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月22日区議会議長訓令甲第1号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。